時事新報

本日の大典

本日は天長節の佳辰を以て立皇太子の大典を擧行せらるゝ由誠に目出度御事にして日本國中、津々浦々に至るまで萬歲の聲相和し千里同風萬民同歡なる可し隨て我輩も恐れながら祝意を表し奉らんとして微衷の在る所を述ぶれば此同風同歡の旨を長へにして千萬歲に替るなきを願ふ者なり抑も我帝室は日本國土と其起源を同ふし億兆に君臨し給ふは千歲一日の如しと雖も時に治亂の變ありて皇運盛衰の如くあらせられざりし時代もなきに非ず斯る不祥の時に當り四方ふ忠君の士を生じて專ら王事に勤る者あり後世みれを稱して勤王又尊王と云ふ此文字甚だ奇にして固より非難す可きにあらざるのみか其勤王家尊王家の一言一行今に至るまで人を感かしむるもの多しと雖も一歩を進めて皇運の沿革を考へれば勤王尊王の起る時代は天下靡然人々心に悲憤慨慨を催ゝして誠に不祥なる時代ふみそれば勤王尊王の文字の世に現はるゝは決して目出度次第にあらず曾少しく奇なるが如くなれども之を一家族ふ喩へて云はゞ多勢なる兄弟中の一人が他ふ抽んでて殊に孝行の聞えあるときは之を賞めて以て家の榮事と爲す可きや否今子弟たるものが父母に對して孝養を盡すは人事の常ふして毫も怪しむふ足らざる可きに多くの子弟中、一人ふ限りて殊ふ孝行の沙汰あるは即ち他の子弟の孝ならざるを示すものにして祝す可きの事柄にあらざるなり左れば勤王と云ひ尊王と云ひ事柄は誠に美なれども畢竟其文字の世に現はるゝは他に不臣不法のものあるを示すと同樣にして決して聖世の美事ふあらず然るに今の太平無事の時代に當り往々ふの文字を口にして却て自ら誇らんとするものあるは寧ろ聖代の德を傷くるものと云ふ可きのみ扨本日の盛典は天下萬民の均しく萬歲を唱ふる所にして日本國中同風同歡平生の不平不滿も皆ゐ打忘れ誰れ一人として悲憤慨慨の情を催はすものある可らず我輩は今日より以後此同風同歡の旨を長へにし千歲萬歲替るあきを希望するものなり

宮廷録事

○宮城へ御參入　皇太后陛下には本日午後二時三十分青山御所御出門にて宮城へ御參入在らせらるゝ旨一昨一日仰出されたりと

雜報

○立太子式　本日は宮中ふ於て立太子式を行はせられ皇子嘉仁親王殿下を皇太子に立たせらる可しと承る抑も本日は我天皇陛下御即位以來第二十二回の天長節にして左ればこそ陛下の臣民は祝意を表して皇室の萬歲を願ひ奉る可き筈日あるに今又ふの日ふ於て立太子の式を擧させられたるの報を聞かば其欣喜雀躍の情は果して如何ある可きや顧ふに本年の二月には憲法の發布と共に皇室典範の御治定ありて大に皇室の規模を整張せられ又今回は立太子の事ありて實祚萬歲の基礎定まるふ至る皇室の御運の目出度きは今更申上る迄もなく萬民の歡情みゝに至て益々知る可きのみ尋常は本日の盛式に際して聊か祝意を表する爲め殿下の御事蹟を印刷して廣く之を本紙の讀者ふ頒ち又本邦開闢以來皇室の御事蹟御言行の一斑を記して以て祝辭に代へ謹んで讀者諸君と共に殿下の萬歲を祝し奉らんとする者なり

嘉仁親王殿下御稱號明宮は今上皇帝第三の皇子にして明治十二年八月三十日を以て東京青山御產所ふ於て御降誕あり其年の十二月より御養育御用掛故從一位公爵中山忠能氏勅を奉じ日比谷ゐる自邸ふ於て御養育申し奉り同十八年三月廿三日青山の明宮御殿に御轉居、同二十年八月三十一日儲君ふ御治定あらせられ同二十年九月十九日より恩召を以て學習院に御通學遊ばされ一般の生徒と同じく毎日御通學あらせられ以て今日ふ至る同二十一年八月箱根山中塔ノ澤に御成あらせらるゝ是を御旅行の始めとし本年一二月には熱海に七八月ふは興津ふ成らせらるる本年二月二十三日赤坂離宮內花御殿に御移轉あり以來專ら男子のみにて奉侍するみとに爲り本年八月三十一日にて御齡滿十歲にならせらるる偽て即ち本日の天長節をトし皇太子の宣下あらせらるゝ事とはなれり

殿下の御孝心深く御仁德厚く且つ御勇壯にして御謹嚴ゐるみとは往々世に漏れ聞えて人の知る所なれども今愛ふ御言行の一斑を記し奉らんに

嘗て儲君御治定の御內宴として宮中ふて皇族を始め大臣等ふ御陪食を仰付られたるみとありしが殿下の御容儀は終始御正悠にして殊に祝賀を受けさせらるゝに當り尊嚴にして自ら冒し奉る可からざるの御威風備はらせられさりと」御七歲許りの時華族女學校に成らせられ生徒の唱歌を聞召されたるみとあり其時間幾んと二時以上の長きに及びしも終始御倦怠の色あく奉然として御動座あらせられず陪聽の諸員何れも歎稱し奉れり」植物園等に御成の節園監より花卉を獻上するときは頗る御喜悅にて御歸路直ふ御參內、兩陛下に獻上遊はされしと度々なり其他各所ふ成せられ美麗ゐる花卉等を御賢遊ざさるゝ節は毎に之を天覽に供せんとの御諚あきはなしと云ふ」箱根塔ノ澤ふ御旅行中御遊勵の爲め御旅館より凡そ二三町も隔りたる湯本村近傍に每朝御遊歩在らせられたり一日御途次偶々路傍の村家に六十歲を越しさりと覺ぼしき老媼の弊衣を着て獨り木炭を拾ひ居る有樣を御覽遊ばしいと憐れにや思召けん侍臣ふ向ひ此老媼には何人が衣食せしめ何人が沐浴せしむるやなど種々御下問遊ばされたりと云ふ」本年七月の頃學習院にて御就學中生徒模本春之助（子爵模本武揚氏の子）の眼中異常なるを御覽遊ばされ定めて眼病ならんとの御推察にて侍醫伊東方成氏に診察致す可き旨御命令あり方成氏は直に其家に就て之を診したるふ果して眼病なりき春之助氏の父母は始めて其子の眼病に罹り居るを知り深く殿下の御聰明にして且つ御愛憐の深きに感じ奉り模本夫人よりは明宮御教養主任曾我中將まで懇々と其御厚恩を謝し奉りたりと」兵營ふ成らせられ綱引等の技を御覽の節は常に其一方の列に加はらせられ自ら綱を引せらるゝと云ふ御氣象の御勇壯推知す可し又病室御巡覽の節患者の病床を離れ敬禮を表せんとする者あるときは之を制止し又親しく其病苦を御下問遊ばされ「だいじょうぶせよ」との御諚を賜はるそ事の常ありと云ふ」曾て東京近傍の野外演習に臨させられたるみとありしが始終軍隊と共に御步行にて遊遊ばされ殊に最後の入期ふは軍隊の先頭に立ち手づから佩刀を拔せられ御學友の童子と共に吶喊敢兵を驅逐するの狀を擧ぱせらる其御威風凜然として勇しく又夫より凱旋所御巡覽の節は負傷者に擬したる兵士に向ひ一々其生國氏名等を御尋問遊されたりと」一日陸軍士官學校に臨させられ乘馬生徒の障碍物飛越を御覽遊ばされたりしが砲兵科一部生徒山本兼次氏轡馬して一時絕息せしかば殿下には痛く氣の毒に思召され其翌日特に殿下附屬司陸軍步兵中尉を以て其病床ふ就て御慰問あらせられたり又殿下は御乘馬を好ませられ兵營等ふ臨させらるゝ節は每に特に命じて乘馬を御覽遊ばさるゝとぞ

○立太子式の御模樣　明宮嘉仁親王殿下は今上皇帝第三の皇子なれど今は皇長子ふ當たらせ賜へば去る明治二十年八月三十一日を以て儲君に御治定あらせられ本年二月二十三日赤坂離宮內の花御殿ふ御移轉相成り同年八月三十一日にて御齡滿十歲ふ爲らせらるゝを以て愈々本日の天長節を期し皇太子の宣下あり宮中ふ於て立太子式を擧行あらせらるゝことはなれり今古例を案ずるに皇太子の在す所を稱して花御殿と名け殿中の襖間には漢の張良が漢家の太子を擁立したる當時圓實を召して太子に侍かしめたるの例ある を以て副山の四皓を畫き以て皇太子の宮殿と爲すの古事あり左れば明宮殿下の宮殿を花御殿と稱するも都て先例に倣はせられたるものなれども今般は現ふ皇室典範の第一章にも第一條大日本國皇位は祖宗の皇統ふして男系の男子之れを繼承す第二條皇位は皇長子ふ傳ふとあり又第三章第十五條には儲嗣たる皇子を皇太子とす皇太子あらざるときは儲嗣たる皇孫を以て皇太子とすとあるを見ても同殿下は既に皇長子にして且つ儲君の御治定さへあらたれば皇太子ふ宣下あるみと勿論にして殊更ら支那の古例に則るの用なきより四皓の肖像を畫くの例は御用ひに爲らざるよし偖て本日御式の御模樣は午前に聖上皇太子を立てさせらるゝの詔書を宮內大臣ふ下して廣く公布せしめ給ひ別に侍從長に命じて壺切御劍を皇太子に御傳へあると同時に陸軍步兵少尉に任じ近衛步兵第一聯隊付きを仰付らるゝ筈の由なるが抑も此壺切御劍と申すは其昔し宇多天皇が醍醐帝を立てゝ皇太子と爲し賜ひし時始めて之れを傳へさせられ醍醐帝更らに之れを皇子保明親王に御親授ありたるより以後は恰も即位の大禮に神器を御授與あらせらるゝ如く立太子の御式には必ず此御劍をも傳へさせらるゝ恒例とはなれり又皇太子御禮の爲め御參內の上にて聖上鳳凰の間ふ出御皇太子を大勳位に敍し菊花大綬章を御親授あらせられ皇太子は續て賢所御參拜あり夫より青山御所へ御禮參殿皇太后宮に御對面ありて花御殿へ還御の上皇族以下の拜賀を受けさせらるゝ筈のよしにて當日の御式は重に光仁天皇の例に倣はせられたるものなりと尤も是迄は壺切御劍御授與と共ふ御膳（例年正月の時御膳の如きもの）の勅使をも賜る筈なれども此度の御式には此事なし仁孝天皇の御當例中御省略ありたるものは花御殿に四皓の像を畫く事と御膳の勅使の二者なりと承る御は本日は美麗なる官報號外を發して勅書の趣きを公布せしめらるゝ筈なり

○立太子式の祭典に就て　海軍機關一同は今三日午前九時より海軍大學校構內に於て茶御在宮を前に奉庶の觀覽ふ供するよし又京都區公私立小學校生徒は鳴瀧ある東京官吏學校生徒の觀場に運動會を催し種々の競技をなす由又鹿鳴館に於ては侯爵夫人の主催にて貴族の令嬢令孫等の觀場に運動會を催し種々の競技をなすよし又下谷區公立小學校生徒は上野不忍池畔の馬場に於て運動會及女子の唱歌を午前九時より始むるよし又府下町々も昨二日より國旗を待ち受くるものゝ午後上野淺草團子坂

○大典の祝ひ　本日御即位以來第二十二代の帝位を繼がせ給ふ嘉仁親王立皇太子のと云ふ彌ゞ上の愛度迄もなく全國の臣民の禮を盡すみとゐる候柄とはいへ常に天ざるみとの多くされ窓を仰ぎて丁度天長し位ゐるが昨日午後の光りを奪ひて最ど天氣豫報に接せざ四里四方ふ響げる國光輝を增すみとなら

○本州横濱發東時刻　新橋發午前六時十分、八時十五分（急行）九時四十五分、午後零時五分、二時三十分、四時、四時四十五分（急行）、六時五十分、八時三十分、九時五十五分、十時三十五分（急行）、十時五十分、午後零時五分、二時三十分、四時、四時四十五分（急行）、六時五十分、八時三十分、九時五十五分、十時三十五分（急行）、十時五十分、午後零時五分、二時三十分、四時、四時四十五分（急行）、六時五十分、八時、八時三十五分（急行）、九時四十五分、午後二時五十分、五時、七時三十分

○新橋發午前六時、八時、十時、十時三十分、午後二時、四時、四時三十分、六時、六時三十分、八時、八時三十分、九時、九時三十分、十時、十時三十分（急行）、午後零時、二時、二時三十分、四時、四時三十分、六時、六時三十分、八時、八時三十分、九時、九時三十分、十時、十時三十分（急行）、午前、午後、時刻未詳（新橋に向ひ）午前、十時、十時三十分（急行）、十時三十分、十時三十分（急行）、五時五十分、六時五十分、十時五十分、十時三十分（急行）、十時五十分、午後零時五分、二時三十分、四時、四時四十五分、六時五十分、七時五十分、二時、三時、三時十分、十時五十分、十時五十分、十時三十分（急行）、十時五十分、午後零時五分、二時三十分、四時、四時四十五分、六時五十分、七時五十分、九時十分、十時五十分、午前、午後、時刻未詳（新橋に向ひ）午前、十時